

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考		
1	防災計画	本編	1	I	1	7	第1章 総則 第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱 第3 指定地方行政機関	以下のとおり修正： 国有林野の 治山治水事業 の実施、施設の整備 ↓ 国有林野の 治山事業 の実施、施設の整備	防災基本計画の修正による
2	防災計画	本編	1	I	1	7	第1章 総則 第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	以下を 新設 ： 機関名：(2)近畿管区行政評価局(滋賀県行政監視行政相談センター) 事務又は業務内容：被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動	防災基本計画の修正による
3	防災計画	本編	1	I	1	9	第1章 総則 第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	以下のとおり修正： 機関名：近江鉄道株式会社 ↓ 機関名：近江鉄道株式会社・一般社団法人近江鉄道線管理機構	指定地方公共機関への指定による
4	防災計画	本編	1	I	1	9	第1章 総則 第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	以下を 新設 ： 機関名：滋賀県道路公社 事務又は業務内容：被災道路施設の復旧 事務又は業務内容：琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保 被災道路施設の復旧	防災基本計画の修正による
5	防災計画	本編	1	I	1	10	第1章 総則 第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	以下を 新設 ： 機関名：滋賀県道路公社 ・名神高速道路等琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理 ・災害時における名神高速道路等琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保 ・被災道路施設の復旧	指定地方公共機関への指定による
6	防災計画	本編	1	I	7	81	第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第5 避難所の開設等	以下のとおり修正： ク一定の配慮が必要な避難者への配慮 避難生活において一定の配慮を要する方に必要な生活活動の維持について、保健医療福祉従事者による支援が保健活動の一環として行われるように努める。 ↓ ク一定の配慮が必要な避難者への配慮 各 避難所運営管理者 は、避難生活において一定の配慮を要する方に必要な生活活動の維持について、保健医療福祉従事者による支援が保健活動の一環として行われるように努める。	滋賀県地域防災計画の修正による
7	防災計画	本編	1	II	1	2	第1章 災害予測(風水害・土砂災害編) 第5節 台風・大雨災害 第2 大雨災害	以下のとおり修正： 前線が日本海から南下、停滞して滋賀、京都、三重の県境 附近 を中心に大雨を降らせたもの。14日9時～15日9時の日雨量は、県南部では250mm以上に達し、その大半は15日未明に降った。 ↓ 前線が日本海から南下、停滞して滋賀、京都、三重の県境 付近 を中心に大雨を降らせたもの。14日9時～15日9時の日雨量は、県南部では250mm以上に達し、その大半は15日未明に降った。	語句の修正。
8	防災計画	本編	1	II	1	6	第1章 災害予測(風水害・土砂災害編) 第5節 台風・大雨災害 第1 台風被害	以下のとおり修正： 台風 13号 、 13号 台風、 18号 台風 ↓ 台風 13号 、 台風第18号	滋賀県地域防災計画の修正による
9	防災計画	本編	1	II	1	6	第1章 災害予測(風水害・土砂災害編) 第5節 台風・大雨災害 第1 台風被害	以下のとおり修正： 南方海上で発生する 台風数は年平均値で25.1個 で、8月が最も多く、9月、7月及び10月がこれについている。このうちの日本に上陸する台風は 年平均3.0個 ぐらいで、近畿地方へはいわゆる二百十日過ぎの9月中旬から下旬にかけて最も多く、この頃が最も警戒を要する時期である。 ↓ 台風の発生数は 30年間(1991～2020年)の平均では年に25.1個 で、8月が最も多く、9月、7月及び10月がこれについている。このうちの日本に上陸する台風は 年に3.0個 で、近畿地方へはいわゆる二百十日過ぎの9月中旬から下旬にかけて最も多く、この頃が最も警戒を要する時期である。	【彦根地方気象台】統計機関の明示。

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	
10	防災計画	本編	1	Ⅲ	1	7	<p>以下を新設： 3.警戒業務</p> <p>(3)県、市町、消防機関、森林組合等は、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。また、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図ることを目的とし、山火事予防運動等の機会をとり、横断幕やポスター、SNS等の各種媒体を活用し、火の取り扱いや不始末による出火の危険性を周知し、林野火災の防止における啓発に努めることとする。なお、啓発にあたっては、火災多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</p> <p>(4)市町、消防機関は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための設備の整備に努める。また、空中消火のための活動拠点や資機材の整備に努める。</p> <p>(5)市町は、乾燥や強風等の気象情報に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するものとする。</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
11	防災計画	本編	2	Ⅲ	2	2	<p>追記： 地域災害拠点病院：滋賀県立総合病院</p>	災害拠点病院の指定のため
12	防災計画	本編	3	I	3	8	<p>以下を新設：</p> <p>1推進計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱 本市の地域に係る地震防災に関し、本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱は本防災計画に定めるところによるものとする。</p> <p>3重点施策に関する事項 本県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組むものについては、地震被害想定調査において、水害等との複合災害も併せて検討したのち課題を抽出するとともに、それに対応する次期減災目標をとりまとめ、重点施策を設定していくこととする。</p>	南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
13	防災計画	本編	5	I	5	7	<p>以下を新設： オ 防災訓練の実施に当たって留意すべき事項 地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	
14	防災計画	本編	6	I	6	7	<p>第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第2章 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画</p> <p>以下のとおり修正： 避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 さらに、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者へ相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>↓ 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進する。また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的思考・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点や、子ども・若者の居場所の確保、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 また、指定避難所等の運営における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する。性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
15	防災計画	本編	6	I	6	14	<p>第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第3 食料、生活用品等の充実</p> <p>以下のとおり修正： その平常時の在庫量等を調査・把握するとともに物資調達に関する協定の締結に努める。 ↓ その平常時ににおける在庫の保管、数量を把握するとともに物資調達に関する協定の締結に努める。</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
16	防災計画	本編	6	I	6	15	<p>第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第6 物資調達の確保</p> <p>以下のとおり修正： 事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、 ↓ 事前に新物資システム(B-Plc)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、</p>	システム名称の変更による
17	防災計画	本編	7	I	7	1	<p>第7章 災害時の応急対策 第12節 防災組織整備計画 第1 組織計画</p> <p>以下のとおり修正： イ 県本部長は、市内の応急対策を円滑に実施できるように県の応援について指示を行い、また各機関の応援を あっせんする。 ↓ イ 県は、市町の要請があった場合または県が支援の必要があると判断した場合、「県本部リエゾン/地方本部リエゾン」、「情報連絡員」、「避難所運営等の支援員」により構成する「被災市町支援チーム」を、市町の災害対策本部に派遣し、市町が必要とする応援職員や支援物資のニーズ把握等に努め、災害対策本部運営、避難所運営、住家被害認定調査等の早期実施など被災市町における初動対応を支援する。</p>	【防災危機管理局(防災対策係)】 「市町へのリエゾン派遣制度」の創設および「滋賀県災害時受援計画」の改定によるため。
18	防災計画	本編	7	I	7	12	<p>第5章 災害に強い人づくりの推進 第3節 災害ボランティア 第3 災害ボランティアの育成</p> <p>以下を新設： 3. 地域のボランティア人材の育成・確保 市町は、あらかじめ避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p>	【防災危機管理局】防災基本計画と整合を図るため。

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	
19	防災計画	本編	7	I	7	28 第7章 災害時の応急対策 第9節 公共通信・放送施設応急対策計画 第1 公共通信施設応急対策計画	以下のとおり修正： (ウ) 電源の喪失等による場合は、県等に電源車の貸与の要請の実施 ↓ (ウ) 電源の喪失等による場合は、県等に電源車等の貸与の要請の実施	滋賀県地域防災計画の修正による
20	防災計画	本編	7	I	7	30 第7章 災害時の応急対策 第10節 建造物等応急対策計画 第1 公共施設・一般建築物応急対策計画	以下のとおり修正： (2) 応急修理 市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。 ↓ (2) 緊急の修理 市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。	滋賀県地域防災計画の修正による
21	防災計画	本編	7	I	7	66 第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第4 災害広報公聴計画	以下のとおり修正： (カ) ホームページ掲載及びSNSによる配信 (キ) エリアメール(エヌ・ティ・ティ・ドコモ)、緊急速報メール(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等)の利用 (ク) Lアラート(災害情報共有システム) (ケ) その他 ↓ (カ) 滋賀県防災ポータル、ホームページ掲載及びSNSによる配信 (キ) エリアメール(エヌ・ティ・ティ・ドコモ)、緊急速報メール(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等)の利用 (ク) 滋賀県防災アプリ、しらせる滋賀情報サービスの配信システム等による広報 (ケ) Lアラート(災害情報共有システム) (コ) その他	滋賀県地域防災計画の修正による
22	防災計画	本編	7	I	7	79 第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第5 避難所の開設等	以下のとおり修正： 市本部は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 ↓ 市本部は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	
23	防災計画	本編	7	I	7	79	<p>以下のとおり修正： ⑥各避難所責任者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>↓ ⑥各避難所運営管理者は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保するよう努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するとともに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、厚さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。</p>	防災基本計画の修正による
24	防災計画	本編	7	I	7	79	<p>以下のとおり修正： さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室(搾乳スペースを含む)の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>↓ さらに、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的思考・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点や、子ども・若者の居場所の確保、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切り工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
25	防災計画	本編	7	I	7	79	<p>以下のとおり修正： 各避難所責任者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>↓ 各避難所運営管理者は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握し、必要な対策に努めるものとする。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。さらには、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、厚さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	
26	防災計画	本編	7	I	7	86 第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第9 広域一時滞在	<p>以下のとおり修正： 2. 県内における広域一時滞の実施</p> <p>(1) 被災市町の実施事項 被災した市町本部（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示した上で協議する。</p> <p>↓</p> <p>(1) 被災市町の実施事項 被災した市町本部（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示した上で協議する。</p> <p>イ 市町は、被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p>	防災基本計画の修正による
27	防災計画	本編	7	I	7	87 第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第9 広域一時滞在	<p>以下のとおり修正： 3. 県外における一時滞在 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示すものとする。</p> <p>↓</p> <p>ア 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示すものとする。</p> <p>イ 被災市町は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。また、協議先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</p>	防災基本計画の修正による
28	防災計画	本編	7	I	7	87 第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第9 広域一時滞在	<p>以下を新設： 2. 県内における広域一時滞の実施</p> <p>(3)要避難者を受け入れる場合、受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。また、協議先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</p>	防災基本計画の修正による

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁		該当部分	修正内容	備考
29	防災計画	本編	7	I	7	91	<p>以下のとおり修正： (ク) 被災した住宅の応急修理 a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (ケ) 学用品の給与 (コ) 埋葬 (サ) 死体の搜索 (シ) 死体の処理 (ス) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ↓ (ク)福祉サービスの提供 (ケ) 被災した住宅の応急修理 a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (コ) 学用品の給与 (サ) 埋葬 (シ) 死体の搜索 (ス) 死体の処理 (セ) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
30	防災計画	本編	7	I	7	94	<p>以下のとおり修正： 食料の供給は市や県等の公的備蓄や流通在庫方式による調達とする事を定める。 ↓ 食料の供給は市や県等の災害救助法に基づく備蓄や災害時応援協定等の活用による調達とする事を定める。</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
31	防災計画	本編	7	I	7	94	<p>以下のとおり修正： 食料の供与は公的備蓄の供出及び流通在庫方式による調達によって実施する。 ↓ 食料の供与は災害救助法に基づく備蓄や災害時応援協定等の活用による調達によって実施する。</p>	滋賀県地域防災計画の修正による
32	防災計画	本編	7	I	7	97	<p>追記 (イ) 井戸水(地域住民や企業が所有する井戸・湧水や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸等)</p>	防災基本計画の修正による
33	防災計画	本編	7	I	7	100	<p>追記 (ケ) 衛生用品：紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、トイレトペーパー等</p>	防災基本計画の修正による
34	防災計画	共通事項					<p>以下のとおり修正： 機関名：西日本電信電話株式会社(滋賀支店) ↓ 機関名：NTT 西日本株式会社(滋賀支店)</p>	組織名変更による
35	防災計画	共通事項					<p>以下のとおり修正： 機関名：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ↓ 機関名：NTT 株式会社</p>	組織名変更による
36	防災計画	資料編	4	4	2	放射線物質取扱業者	<p>以下のとおり修正： 放射線物質取扱業者 ↓ 放射性物質取扱事業者</p>	用語の整合

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考
37	防災計画	資料編	4	4	2	放射線物質取扱業者 追記: 事業所名 公立 甲賀病院 株式会社コーガーイソトープ 第二工場 有限会社システム防災ミヤジ 近江アサノコンクリート株式会社 株式会社大森商会 信楽生コン株式会社 所在地 甲賀市水口町松尾 1256 甲賀市甲賀町鳥居野1 甲賀市水口町八田308 甲賀市水口町北泉二丁目41 甲賀市土山町北土山555-2 甲賀市信楽町牧1669-1	滋賀県地域防災計画の修正による
38	防災計画	原子力	1	19	第1章 総則 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 7.指定公共機関	追記: 機関名:独立行政法人水資源機構(琵琶湖総合管理所) 処理すべき事務又は業務の大綱: (1)琵琶湖施設の防災管理	組織名変更による
39	防災計画	原子力	1	20	第1章 総則 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 8.指定地方公共機関	追記: 近江鉄道株式会社 ↓ 近江鉄道株式会社・一般社団法人近江鉄道線管理機構	指定地方公共機関への指定による
40	防災計画	原子力	1	33	第3章 緊急事態応急対策 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 3.施設敷地緊急事態、	以下のとおり修正: 原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、 ↓ 原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、	原子力災害対策指針の改正による
41	防災計画	原子力	1	34	第3章 緊急事態応急対策 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 4.全面緊急事態	以下のとおり修正: 国及び地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ外においても、UPZ内と同様、屋内退避を行う必要がある。 ↓ 国および地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZと同様、避難等の予防的防護措置を講じることが必要となる場合がある。	原子力災害対策指針の改正による
42	防災計画	原子力	1	36	第3章 緊急事態応急対策 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 2.警戒事態が発生した場合	以下のとおり修正: イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)(口またはハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの ↓ イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)(口またはハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの	災害対策基本法の改正 (令和7年法律第51号)に伴う号の繰り下げ

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考
43	防災計画	原子力	1	42	第3章 緊急事態応急対策 第3節 災害応急対策体制の確立 第1 動員体制	以下のとおり修正： 1 動員基準 職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。 (略) (新規) ↓ 1 動員配備の基準 職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。 (略) 2 地方本部職員の応援 自然災害の後に原子力災害が発生する複合災害の場合など、地方本部にあっては、先発災害への対応の他緊急時モニタリングの実施や避難中継所の運営、必要に応じて代替庁舎への移転等の対応が加わり、それら応急対策の実施に当たって人員が不足するときは、地方本部は、県本部に応援要請するものとする。	滋賀県地域防災計画の修正による
44	防災計画	原子力	1	51	第3章 緊急事態応急対策 第5節 退避及び避難計画 第1 計画の方針	以下のとおり修正： それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ(必要に応じてそれ以遠も含む。)内 ^で 空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。 ↓ それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ(必要に応じてそれ以遠も含む。)内 ^で 空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。	原子力災害対策指針の改正による
45	防災計画	原子力	1	8	第1章 総則 第2節 計画の基礎とするべき災害の想定 第2 前提となる事態の想定(県大気シミュレーション)	以下のとおり修正： ⑤総合考察 市は、原子力災害対策指針に定める防護措置基準に基づき、必要に応じて、住民の自宅等への屋内退避等を考慮する必要があると判断される。 ↓ 市は、必要に応じて、住民の自宅等への屋内退避等を考慮する必要があると判断される。	原子力災害対策指針との整合による
46	防災計画	原子力	1	38	第3章 緊急事態応急対策 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第4 応急対策活動情報の連絡等	以下のとおり修正： 原子力事業所 ^{及び} 事業所周辺の状況、 ↓ 原子力事業所 ^{及び} 事業所周辺の状況、	誤記
47	防災計画	原子力	1	40	第3章 緊急事態応急対策 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	以下のとおり修正： 3.モニタリング結果の共有 緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会(全面緊急事態においては、県災害対策本部)及び 対策拠点施設(オフサイトセンター)放射線班 と速やかに結果を共有する ↓ 緊急時モニタリングセンター内及び原子力規制委員会(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)と速やかに結果を共有する。	滋賀県地域防災計画の修正による
48	防災計画	原子力	1	54	第3章 緊急事態応急対策 第4節 市民等への情報伝達・相談活動 第6 複合災害時の避難の留意点	以下のとおり修正： 避難所などの コンクリート 屋内退避を呼びかけ ↓ 避難所など における 屋内退避を呼びかけ	滋賀県地域防災計画の修正による
49	防災計画	原子力	1	57	第3章 緊急事態応急対策 第8節 他自治体への支援(避難者受入計画) 第1 広域避難にともなう市外からの避難者の受入れ	以下のとおり修正： 長浜市はできるだけ早期に 一時滞在所 へ職員を派遣し、 ↓ 長浜市はできるだけ早期に職員を派遣し、	滋賀県地域防災計画の修正による
50	防災計画	原子力	2	70	第1章 総則 第3節 関係機関の役割 第5 防災関係機関の役割	以下のとおり修正： 放射線障害防止法 ↓ 放射性同位元素等規制法	法律名改正による
51	防災計画	原子力	2	74	第3章 災害応急対策 第2節 応急活動体制の確立 第1 放射性物質取扱事業者の緊急措置	以下のとおり修正： (7)国(原子力規制庁)、 県 、市、県警本部、消防本部等、関係機関への通報 ↓ (7)国(原子力規制庁)、市、県警本部、消防本部等、関係機関への通報	県への通報を義務付ける制度なし

滋賀県地域防災計画に準じた修正

新旧対照表1

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考
52	防災計画	原子力	2	77	第3章 災害応急対策 第4節 複合災害時の留意点	以下のとおり修正： 放射線事業者→ 放射性物質取扱事業者	用語の整合